

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月6日（令和5年（行情）諮問第884号）

答申日：令和5年12月4日（令和5年度（行情）答申第492号）

事件名：「文書管理システムを用いた起案により難い案件について（通達）」
等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「統幕総第326号及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1ないし文書7（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月8日付け防官文第12294号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（添付書類は省略する）。

（1）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁目）と定めている。

ウ 上記ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

(6) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和5年6月8日付け防官文第12294号により、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法第2条第2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複製の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の紙媒体を含む文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして、

諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求が対象とする「統幕総第326号」とは、開示請求書に記載された令和4年4月1日付け統幕総第326号の通達を指すものと解されることから、これに該当する文書1を、本件開示請求に係る行政文書として特定した。

また、文書1は、統合幕僚監部の共有フォルダ及び文書管理システムに保存された電磁的記録形式の行政文書ファイル「令和4年度行政文書管理に関する通達（10年保存）」（以下「本件ファイル」という。）につづられている文書であることから、これにつづられている文書2ないし文書7も特定した。

イ 本件ファイルは、行政文書管理に関する通達を対象として取りまとめたものであるため、これにつづられている文書は、文書1ないし文書7のみである。

また、文書1ないし文書7は、文書作成ソフトで作成した文書及び防衛省内の他の部署からPDF形式で提供を受けた文書であり、文書を施行する必要があったものについても、電子決裁システム又は電子メールを用いて施行を行っているため、紙媒体は保有していない。

ウ 本件開示請求及び本件審査請求を受けて、担当部署の執務室内の机、書庫、書棚、共有フォルダ及び担当者のパソコンなどを探索したが、本件対象文書の外に、本件対象文書に係る紙媒体その他本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会事務局職員をして、行政文書ファイル管理簿を確認させたところ、本件ファイルは電子媒体であり、中分類「訓令・達に準ずる例規的な通達類の制定・改廃」に属するものであることが認められる。

イ 本件開示請求の対象は、令和4年4月1日付け統幕総第326号の通達及び当該通達がつづられている行政文書ファイル等に含まれるその他の文書であると認められるところ、当該通達がつづられている本件ファイルは、行政文書の管理に関する通達を対象として取りまとめたものであり、本件ファイルにつづられている文書の全てを本件対象文書として特定した旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない上、探索の範囲等も不十分とはいえない。

ウ また、上記アのとおり、本件ファイルは電子媒体である上、文書1ないし文書7の作成方法等に係る諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

以上を踏まえると、本件対象文書は電磁的記録で管理されており、紙媒体を保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は

認められない。また、外に紙媒体の存在をうかがわせる事情は認められず、探索の範囲等も不十分とはいえない。

エ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

- 文書1 文書管理システムを用いた起案により難い案件について（通達）（統幕総第326号。令和4年4月1日）
- 文書2 防衛省行政文書管理細則第1章第4第1項第1号オに規定する業務システムの特性を踏まえた行政文書の管理の方法等について（通達）（統幕総第324号。令和4年4月1日）
- 文書3 防衛省行政文書管理細則について（通達）（統幕総第322号。令和4年4月1日）
- 文書4 防衛省行政文書管理規則第20条に定める集中管理について（通達）（統幕総第323号。令和4年4月1日）
- 文書5 防衛省行政文書管理規則第20条に定める集中管理についての一部改正について（通達）（統幕総第613号。令和4年6月16日）
- 文書6 防衛省行政文書管理規則第20条に定める集中管理についての一部改正について（通達）（防官文第11808号。令和4年6月17日）
- 文書7 統合幕僚監部における行政文書への文書管理情報の記載要領について（通達）（統幕総第728号。令和4年7月14日）